**グループ旅行支援事業　実施要領**

１　目的

　　この要領は、米子空港国際定期便（「米子ソウル便」及び「米子香港便」「米子上海便」のことをいい、以下「定期便」という。）の利用促進を図るため、定期便を利用した旅行を実施するグループに対して、国際定期便利用促進協議会（以下「協議会」という。）が経費の一部を支援する事業に関して必要な事項を定めるものとする。

２　事業内容

　(1) 対象となる旅行

定期便については５名以上、（定期便を利用し、韓国又は香港、上海から第三国へ乗り継ぐ場合にあっては、２名以上）の同一日程（往便及び復便とも同じ便であることをいう。ただし、満席その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。）のグループ旅行（小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずると認められる学校の修学旅行を除き、経済交流団の派遣等のビジネス旅行を含む。）であって、次の条件を満たすものとする。

　なお、対象者が１８歳～２５歳までの場合は、２名以上のグループを対象とする。

　　ア　当該旅行の出発日が申請日と同一年度内であること。

　　イ　国又は地方公共団体（以下「国等」という。）の事業又は国等から委託された事業としての旅行でないこと。

(2) 支援額

 ア　旅行に実際に参加した人数に応じ、それぞれ次に定める額とする。ただし、団体を構成する一部の構成員が国又は地方公共団体の公務として当該旅行に参加し、旅費が支給される場合は、当該構成員は旅行に参加した人数から除外するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ５名～（乗継利用は２名～） | １８歳～２５歳のグループ |
| ２名～ |
| 定期便 | １名あたり3,000円 | １名あたり3,000円 |

イ　アに定める額は、往便又は復便のみ定期便を利用する旅行の場合にあっては、半額と

する。

　　ウ　同一日程の旅行について複数の申請が行われた場合であって、企業社員などの同一グループの団体旅行として手配として認められるときは、当該旅行に係る参加者を合算した上で、ア、イに定める額を支援するものとする。

エ　企業社員などの同一グループの団体旅行で構成員が２０名以上の場合、１団体あたり５０，０００円を支援する。

　　オ　申請は、年度内に１路線につき１回のみとする。

３　経費支援の手続

 (1) 支援を受けようとするグループの代表者（ツアーガイド以外で、旅行に実際に参加する者）は、支援の対象となる旅行を実施する日までに、協議会（事務局：鳥取県輝く鳥取創造本部国際観光・万博課）に対し、申請書（様式１）を提出しなければならない。

　(2) 協議会は、申請書の内容が適正であると判断した場合、申請の受理日から１０営業日以内に承認書（様式２）により実績報告の提出期限を定めて承認するものとする。

 (3) 承認を受けたグループの代表者（ツアーガイド以外で、旅行に実際に参加した者。原則として申請者と同じ。）は、当該旅行の実施後、(2)で定められた実施報告の期限内に報告書兼請求書（様式３）を協議会に提出しなければならない。

 (4) 協議会は、報告書の内容が適正であると判断した場合は、請求書を受理した日から30日以内に、請求額の支払を行うものとする。

　(5) (1)及び(3)の申請手続は、旅行会社が代行できるものとする。

４ その他

　(1) 協議会は、申請書の先着順に優先して予算の範囲内で支援するものとする。年度途中で支援を終了する場合は、事前に協議会が運営するホームページ等で告知するものとする。

　(2) この要領に定めのない事項については、協議会が別に定める。

　　附　則

　この要領は、平成28年4月１日から施行する。

　　附　則

　この要領は、平成28年8月18日から施行する。

附　則

　この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附　則

　この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附　則

　この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

　この要領は、令和元年12月1日から施行する。

附　則

　この要領は、令和５年８月２２日から施行する。